

奥州市監査委員告示第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年9月3日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二朗
奥州市監査委員 及 川 梅 男

1 監査の概要

(1) 監査の対象とした部課等(機関)名、監査実施期日

部課等(機関)名	実施期日
国民健康保険まごころ病院	予備監査 平成24年6月18日及び6月19日 本監査 平成24年7月4日
病院局(総合水沢病院)	予備監査 平成24年7月2日及び7月3日 本監査 平成24年7月4日
国民宿舎サンホテル衣川荘	予備監査 平成24年6月11日及び6月12日 本監査 平成24年7月5日

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成23年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)における財務等に関する事務の執行

(3) 監査の目的及び着眼点

平成23年度に執行された財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
国民健康保険まごころ病院	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
病院局(総合水沢病院)	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
国民宿舎サンホテル衣川荘	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

(1) 国民健康保険まごころ病院

契約事務において、契約書の支払遅延利息が3.1%となっていないものが4件、見積書の日付が誤っていると同時に代表者の押印がないものが2件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

(2) 病院局(総合水沢病院)

契約事務において、年度当初における業務委託の見積徴収の起案日が不適当なものが7件、完成検査の実施が遅いものや業務委託の検収日が不適当なものが7件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

(3) 国民宿舎サンホテル衣川荘

サービスにおいて、時間外勤務命令簿の時間の計算誤りが多数あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係法令等を遵守のうえ、改善されたい。